

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 4 月 23 日 (金) 第 202 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○林業種苗法に基づく指定採取源の指定の解除	(森林経営課取扱い)	1
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	(社会福祉課取扱い)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出	(社会福祉課取扱い)	2
○計量器の定期検査の実施	(商工政策課取扱い)	3
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い)	4
○県営土地改良事業に係る換地処分	(農地整備課取扱い)	4
○基本測量の終了	(監理課取扱い)	4
○公共測量の終了	(監理課取扱い)	4
○都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	4
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	5
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局取扱い)	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	5
○一般競争入札公告	(管財課取扱い)	6
教 育 委 員 会 告 示		
○指定文化財の指定	(文化財課取扱い)	8

告 示

鹿児島県告示第571号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次のとおり指定採取源の指定を解除する。

令和3年4月23日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
47-2	昭和48年 3月28日	育種母樹林	すぎ	南九州市川辺町 下山田字西供養 塚3215番1外8 筆	1,975本 0.98ヘクタ ール	鹿児島県 鹿児島市鴨池 新町10番1号

鹿児島県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年4月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字嘉鉄字湊原360番2・360番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、360番4

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和3年4月23日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
小仲康平	こなか整骨院 霧島市国分新町980番地タイヨー1F	令和2年 12月1日	柔道整復
池田宏之	池田鍼灸院 霧島市溝辺町崎森2800-16	令和3年 4月1日	はり、きゅう
辻喜美男	辻あんまマッサージ指圧はりきゅう治療院 霧島市国分広瀬二丁目18番37号	令和3年 4月1日	あん摩マッ サージ指 圧、はり、 きゅう

鹿児島県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和3年4月23日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
池之上智浩	はりきゅうみんなの樹 志布志市志布志町安楽2320-25	施術所の名称	池之上智浩	はりきゅうみんなの樹	令和2年11 月2日
		施術所の所在地	志布志市志布志町内之倉3399-9	志布志市志布志町安楽2320-25	
大迫拓	あおい整骨院 霧島市国分山下町20-20	施術所の所在地	霧島市国分名波町10-17	霧島市国分山下町20-20	令和2年12 月16日

木原義雄	あいりリハビリ治療 院 始良市脇元622-1	施術所の所 在地	始良市平松5620 - 4	始良市脇元622- 1	令和3年2 月1日
------	------------------------------	-------------	------------------	----------------	--------------

鹿児島県告示第575号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年4月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和3年5月31日	10:30~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和3年6月1日	10:00~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和3年6月2日	10:00~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和3年6月3日	10:30~12:00	宇検村	阿室いこいの家
令和3年6月3日	13:30~15:00	宇検村	佐念公民館
令和3年6月4日	10:30~15:30	宇検村	元気の出る館
令和3年6月7日	10:30~12:00	大和村	大和村在宅介護支援センター
令和3年6月7日	13:30~15:00	大和村	大和村防災センター
令和3年6月8日	10:00~15:00	大和村	大和村防災センター
令和3年6月14日	10:00~11:30	龍郷町	円公民館
令和3年6月14日	13:00~15:30	龍郷町	赤尾木公民館
令和3年6月15日	10:00~15:00	龍郷町	浦生活館
令和3年6月16日	10:00~15:00	龍郷町	浦生活館
令和3年6月23日	9:30~11:30	喜界町	塩道公民館
令和3年6月23日	13:00~16:00	喜界町	喜界町自然休養村管理センター
令和3年6月24日	9:00~15:30	喜界町	喜界町自然休養村管理センター
令和3年6月28日	10:00~15:00	奄美市	節田生活館
令和3年6月29日	10:00~12:00	奄美市	笠利三区公民館
令和3年6月29日	13:30~15:00	奄美市	笠利中央公民館
令和3年6月30日	10:00~15:00	奄美市	笠利中央公民館
令和3年7月1日	10:00~12:00	奄美市	東城コミュニティセンター
令和3年7月1日	13:30~14:30	奄美市	市集会場
令和3年7月2日	10:00~15:00	奄美市	住用中央公民館
令和3年7月5日	10:00~14:30	奄美市	根瀬部地区集会場
令和3年7月6日	10:00~12:00	奄美市	小宿地区集会場
令和3年7月6日	13:30~15:00	奄美市	朝仁集会場
令和3年7月7日	10:00~12:00	奄美市	名瀬勝地区集会場
令和3年7月7日	13:30~15:00	奄美市	西仲勝地区集会場
令和3年7月8日	10:00~11:30	奄美市	芦花部地区集会場
令和3年7月8日	13:00~15:00	奄美市	有屋町集会場
令和3年7月9日	10:00~12:00	奄美市	大島支庁計量検定センター
令和3年7月9日	13:30~16:00	奄美市	奄美市地方卸売市場
令和3年7月12日	9:30~15:30	奄美市	奄美自治会館

令和 3 年 7 月 13 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 3 年 7 月 14 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 3 年 7 月 15 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 3 年 7 月 16 日	9 : 00 ~ 12 : 00	瀬戸内町	瀬相待合所
令和 3 年 7 月 16 日	14 : 00 ~ 15 : 00	瀬戸内町	生間待合所

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，令和 3 年 5 月 31 日から令和 4 年 2 月 28 日までとする。

鹿児島県告示第 576 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1263 号	令和 9 年 4 月 6 日	加工家きんふん肥料	プロパワー	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里 2762 番地

鹿児島県告示第 577 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備阿嶽地区の換地計画に係る換地処分を，令和 3 年 4 月 6 日に行った。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 578 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により，国土地理院長から令和 3 年 2 月 16 日鹿児島県告示第 181 号で告示した基本測量の実施は，令和 3 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 579 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により，国土地理院長から令和 2 年 4 月 24 日鹿児島県告示第 484 号で告示した公共測量の実施は，令和 3 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 580 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により鹿屋市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので，同条第 2 項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 都市計画の種類
鹿屋都市計画特定用途制限地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿 児 島 県 土 木 部 都 市 計 画 課

鹿 児 島 県 告 示 第 581 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿屋市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 都市計画の種類
鹿屋都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿 児 島 県 土 木 部 都 市 計 画 課

鹿 児 島 県 告 示 第 582 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和 3 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 通山芳之（公認会計士）
住所 鹿 児 島 市 川 上 町 2750 番 地 229
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市西餅田字上深田168番1，168番2，168番3，169番1，169番2の一部，169番3，170番4及び170番5
- 2 公共施設の種類，位置及び区域
道路 始良市西餅田字上深田168番1の一部，169番1の一部及び170番5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山英昭

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年4月23日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
充電保管庫（キャビネット） 331台
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年4月23日から同年5月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）

(4) 入札書の提出期限

令和3年6月3日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月3日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- 13 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
GIGA School Concept Compatible Charging Storage Units:331Units
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 3 June 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 5 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第 4 条第 1 項及び第30条第 1 項の規定により，次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定天然記念物に指定する。

令和 3 年 4 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

有形文化財（絵画）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
かどのうらでんらいえまく 門之浦伝来絵幕	南九州市知覧 町 郡 17880番 地 ミュージ アム知覧	南九州市	<p>門之浦伝来絵幕は、全長 9 m11cm、幅 37.4cmにも及ぶもので、15の場面に分けられた内容の物語が描かれている。室町時代に多くの作例が確認されている「素朴絵」と呼ばれる類の描写に類似しており、犬追物や流鏑馬など中世の武士の様子や地引き網漁の様子などが描かれているほか、義経記や曾我物語などを題材にした場面描写もある。放射性炭素年代測定によって、15世紀後半から17世紀初頭の戦国時代に描かれたものであることが分かっており、牛若丸と弁慶、犬追物の様子を描いたものとしては最古の時期のものとの指摘もある。</p> <p>この絵幕は祭祀の際に使われており、民俗資料として貴重なものであるが、近年評価が高まっている室町時代の素朴絵と言われる類の絵画の地域における受容と伝播を示すものとしても貴重な文化財である。</p>

有形文化財（考古資料）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
いずなかいづかしゅつどひん 出水貝塚出土品	出水市武本 3189-1 埋蔵 文化財作業室 ・収蔵庫 霧島市国分上 野原縄文の森 2番1号 鹿 児島県立埋蔵 文化財センタ ー 鹿児島市高麗 町 6-9 鹿 児島女子短期 大学	出水市 鹿児島県	<p>出水貝塚は出水市中央町に所在し、大野原台地の先端部標高約22mに立地する。</p> <p>大正9年から平成10年にわたり計6回の発掘調査が行われ、縄文時代早期、中期～後期の遺物が出土している。中心となるのは縄文時代後期前半に形成された貝塚であり、出水式土器の標式遺跡となっている。</p> <p>縄文時代早期の層からは押型文土器がまとまって出土しており、押型文土器が縄文時代中・後期の土器よりも古いことが層位的に証明された。</p> <p>縄文時代中期～後期は、貝層下から中期の阿高式が、貝層中から後期の南福寺式・出水式・市来式土器などが出土しており、当該期の土器編年において重要な根拠となった。そのほか、石器・貝製品・骨角器も出土しており、なかでも大珠の転用品と考えられる石製垂飾品は、縄文後期の阿高式の大珠の存在とその再利用の好例として重要である。また、阿高式期の人骨が5体、南福寺式期の人骨が1体出土しており、九州でも数少ない縄文人骨の</p>

		<p>良好な出土例である。</p> <p>これらのことから、出水貝塚の出土品は、縄文早期及び中期～後期の九州における物質文化や墓制、縄文人の形質を示すとともに、学史的意義を裏付ける良好な資料である。</p>
--	--	---

天然記念物

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
サキシマヌマエビ	地域を定めず 指定 主な生息地： 喜界島，沖永 良部島，与論 島		<p>サキシマヌマエビは、体長20～30mmで、短い額角の先端近くに4～6個の非常に小さい歯を持つ。生時には、透明な体に大小様々な青灰色の模様が見られる。喜界島における繁殖期は3月から10月までで、盛期は7月から8月までである。県内では喜界島，沖永良部島及び与論島でその生息が確認されているが、最も多くが生息しているのは喜界島である。国内では与那国島，石垣島，宮古島，西表島及び久米島にも分布する。</p> <p>本種は、山間を流れる河川の石の下，泉や湧水池，更に崖からにじみ出た水が集まる側溝などに見られ，洞窟内にも生息する。このように，湧水や洞窟など限定された場所に生息しているので，エビ類の適応放散・生活史進化や種分化を研究する上で重要な種である。また，インド洋アンダマン諸島が基産地で，琉球列島まで分布しているが，鹿児島県が分布北限であり，喜界島産のサキシマヌマエビ個体群は特に貴重な地域個体群といえる。</p>
おおすみいし 大隅石（オオス ミライト）標本	鹿児島市城山 町1-1 鹿 児島県立博物 館	鹿児島県	<p>始良カルデラの北と南に分布する流紋岩の割れ目などに黒色から青味を帯びた2～3mmの大きさの鉱物が見つかることがある。この鉱物は，鹿児島市桜島と大隅半島の付け根の部分の垂水市咲花平において世界で最初に発見されたことから「大隅石（オオスミライト）」と命名され，おおすみの地名がついた鉱物で価値が高い。</p> <p>県内ではほかに，前述の始良カルデラの北にあたる霧島市隼人付近に分布する流紋岩の中からも見つかっている。</p>